

## 6次産業化サポート事業実施要領

制定	平成26年4月1日	25食産第4902号
一部改正	平成27年4月9日	26食産第4397号
一部改正	平成28年4月1日	27食産第5558号
一部改正	平成29年3月31日	28食産第5819号
全部改正	平成30年3月29日	29食産第5447号
一部改正	平成31年3月29日	30食産第5308号
一部改正	令和2年3月31日	元食産第5802号

農林水産省食料産業局長通知

### 第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類欄のⅠの1の（1）の6次産業化中央サポート事業及びⅡの1の（1）の6次産業化都道府県サポート事業の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

### 第2 事業の実施に関し必要な事項

事業の実施に関し必要な事項については、次の1及び2に掲げる事業ごとに、別記に定めるところによるものとする。

- 1 6次産業化中央サポート事業 別記1
- 2 6次産業化都道府県サポート事業 別記2

### 第3 報告又は指導

事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。）は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

### 第4 その他

- 1 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。
- 2 交付される補助金の額は、本事業を実施する地域の実情に即した適正な現地実行価格により算出するものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 6次産業化推進支援事業実施要領（平成25年5月16日付け25食産第646号農

林水産省食料産業局長通知)は廃止する。

- 3 2に掲げる通知により平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業実施要領(平成24年4月20日付け24食産第63号農林水産省食料産業局長通知)は、廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

## 6次産業化都道府県サポート事業

### 第1 事業の内容等

支援対象地域（都道府県ごとの地域をいう。以下同じ。）における6次産業化に取り組む農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）の経営改善（付加価値の向上を含む。）の取組をサポートするため、6次産業化都道府県サポートセンター（以下「都道府県サポートセンター」という。）を設置し、以下の全ての取組を実施する。また、交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 都道府県サポートセンターの設置

支援対象地域に6次産業化の支援拠点を設置し、事業全体の責任者である統括企画推進員、支援のコーディネーターを行う企画推進員及び経理責任者を定め、農林漁業者等による6次産業化の取組を含む経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費の合計金額をいう。以下同じ。）を増加するための経営や組織運営の改善方策等（以下「経営改善戦略」という。）の作成及び実行を支援する。

#### 2 地域支援検証委員会の開催及び6次産業化地域プランナーの選定

学識経験者等を委員とする地域支援検証委員会（以下「地域委員会」という。）を設置・開催し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する民間の専門家（以下「6次産業化地域プランナー」という。）による活動支援の実施に係る方針の検討・作成を行う。

地域委員会の検討を踏まえて、6次産業化地域プランナーの選定基準及び業務内容、旅費、謝金等を定めた規約を定める。選定基準は、フードチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断の経験を有する者及び食品衛生管理、知的財産、人材育成等の特定の専門的な知識、経験を有する者をそれぞれ選定可能な基準とする。

また、本地域委員会において、専門性や経験を踏まえ、6次産業化地域プランナーを審査・選定するとともに、その活動評価を行う。

さらに、地域委員会は、3の（2）の支援対象者及び3の（3）の重点支援対象者（以下「支援対象者等」という。）を決定し、6次産業化地域プランナー等の派遣による支援対象者等に対する経営改善に向けた支援の効果を検証するとともに、支援対象者等の経営改善状況等を踏まえ、PDCAサイクルを活用した経営改善戦略の実行及び管理が図られているか点検・評価を行い、必要に応じて経営改善戦略の見直しについて提言を行う。なお、地域委員会が支援の効果発現に資するために必要と判断した場合は、支援関係者を地域支援検証委員として地域委員会に招集できるものとする。

#### 3 6次産業化サポート活動支援

2で選定された人材を6次産業化地域プランナーとして登録し、6次産業化に取り組む農林漁業者等への派遣（日程調整や進行管理を含む。）等を行い、以

下の取組を実施する。

(1) 相談窓口の設置

都道府県サポートセンターに6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するための電話による相談窓口を設置し、相談に対して助言を行い、その内容を記録するものとする。(様式は任意とする。以下「支援記録」という。)

(2) 支援対象者への支援

都道府県サポートセンターは、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善戦略の作成及び実行を支援するため、地域委員会で決定した支援対象者に6次産業化地域プランナーを派遣する。なお、都道府県サポートセンターで対応が困難な取組については、中央サポートセンターに6次産業化中央プランナーの派遣を依頼し、連携して支援を行うものとする。

(3) 重点支援対象者への支援

都道府県サポートセンターは、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善戦略の作成及び実行を重点的に支援する必要があると地域委員会で決定した場合は、中央サポートセンターに6次産業化エグゼクティブプランナーによる支援要請をすることができるものとする。

(4) 支援シートの作成

(2)及び(3)の支援対象者等について、支援シート(別記様式2)を作成する。支援シートは、原則として別記様式2を使用するものとするが、別記様式2において記載することとされている情報と同様の水準の情報を確認することが可能であれば、独自の様式を用いて差し支えないこととする。

支援シートには、支援先概要(農林漁業及び関連事業の取組内容や財務状況、6次産業化の取組の現状、計画等)、課題解決の方向性(現状の課題、支援の方向性等)、支援の内容(実施内容、支援体制、支援結果等)を記録し、支援後の経営改善状況等に関する情報も含め整理・管理するものとする。

支援シートの作成に当たっては、支援対象者等から財務諸表等支援に必要な資料の提供を受けるとともに、六次産業化・地産地消法第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等に派遣される場合には、国がフォローアップにおいて作成した当該農林漁業者等に係るモニタリングシートの提供を受け、支援するものとする。

なお、事業実施主体が中央サポートセンターと連携して支援を行う場合には、(1)で作成した支援記録又は(4)で作成する支援シートに記載された個人情報及び農林漁業者等が秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの(以下「営業秘密」という。)の提供について、あらかじめ支援対象者等の同意を得た上で、中央サポートセンターと共有するものとする。

(5) 6次産業化地域プランナーの評価

6次産業化地域プランナーの選定に活用するため、支援シートに記録した6次産業化地域プランナーの支援の内容及び支援結果に基づき当該6次産業

化地域プランナーの活動の実績を整理してその評価（別記様式4）を行う。

(6) 支援後の経営改善状況の調査

6次産業化地域プランナー等の支援を受けた農林漁業者等に対して、支援年度の翌年度以降5年間毎年、各決算期の終了後3ヶ月以内に付加価値額、経営改善戦略の実行状況等を含む経営改善状況の調査（別記様式5）を行った後、地域委員会において当該調査結果の評価を行い、その内容を支援シートに記録する。

(7) 6次産業化地域プランナーの登録状況及び派遣実績の報告

6次産業化地域プランナーの登録状況及び派遣実績に関する報告書を、別記様式4及び別記様式7により作成し、事業実施年度の第2四半期及び第4四半期の翌四半期の初日から15日以内に別記様式8により事業承認者に提出するものとする。

また、6次産業化推進施策の見直し等に活用するため、国が求めたときは、支援シート、支援後の経営改善状況及び6次産業化地域プランナーの評価に関する情報を国に提供するものとする。

(補助対象経費)

地域支援検証委員会開催費（委員謝金・旅費等）

6次産業化サポート活動実施費（6次産業化地域プランナー謝金・旅費等）

経営改善状況調査費（調査票印刷費、集計整理賃金等）

事業推進費（企画推進員手当・旅費等）

事業管理運営費（管理運営手当、資料印刷費、通信機器類等リース料、通信運搬費、情報提供費、消耗品費等）

## 第2 採択基準等

### 1 採択基準

実施要綱第4の1の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(2) 事業実施計画が次のアからオまでを満たすものであること。

ア 6次産業化地域プランナーの選定は、書類審査及び面接により、当該事業の理解度、専門性、支援実績、倫理性、協調性等を総合的に評価し、決定されるものであること。

イ 事業の効果的な実施を図る観点から地域委員会を定期的に行うとともに、地域委員会の開催に当たっては、事業実施主体が当該事業を他の者に全部又は一部委託して行わせる場合にあっても、事業実施主体が参加するものであること。

ウ 取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法第8条の規定に基づいて個人情報保護委員会が定めた告示に従い、適正に取り扱うこととされていること。また、6次産業化サポート活動支援の実施を通じて得た営業秘密を漏えいさせないための措置

が講じられていること。さらに、6次産業化地域プランナーがその在任中及び離任後、その業務に関して知ることのできた個人情報及び営業秘密の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないようにするため、6次産業化地域プランナーとしての登録に当たり、秘密保持に関する誓約書を提出させることとされていること。

エ 事業を実施する支援対象地域に1か所以上の常設の拠点（支援対象地域における本事業の業務実態を把握している担当者に常時連絡を取ることが可能な事務所等）が設置されていること。

オ 農業系支援組織（「農業経営法人化支援総合事業実施要綱」（平成30年3月29日29経営第3471号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1の「農業経営に関する相談体制」等）及び商工系支援組織の関係機関（以下「関係機関」という。）や地域の多様な人材との連携体制が構築されていること。

なお、関係機関との連携体制は、関係機関と同一の実施組織への委託、関係機関との連携協定の締結や定期的な合同会議の開催等により構築するものとする。

## 2 本事業の実施の留意事項

本事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 支援対象者等は、支援実施後5年間の経営改善目標を自ら掲げる者とする。また、支援実施年度の翌年度以降5年間毎年、経営状況報告書（別記様式5に準じたものをいう。）を作成し、都道府県サポートセンターに提出することについて、あらかじめ同意が得られる者とする。
- (2) 6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善戦略の支援に十分対応できるよう、中央サポートセンターと適切な連携を図るものとする。
- (3) 翌年度に本事業を実施する者が変更される場合においても、支援活動を後年度にわたって円滑に行うことができるよう、あらかじめ個人情報の取り扱いについて農林漁業者等から同意を得る等必要な措置を図り、支援シート、支援記録及び6次産業化地域プランナーの評価に関する情報の引継ぎを適切かつ確実に行うものとする。
- (4) 特定の農林漁業者等や企業、団体のみ利益追求のために実施するものではないため、事業実施主体（その委託先を含む。（4）において同じ。）及び6次産業化地域プランナーは、本事業の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。
- (5) 事業実施主体及び6次産業化地域プランナーは、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならないものとする。また、事業実施主体は、事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。
- (6) 経理については、複数の者によるチェック体制が確立されていること。
- (7) 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課

長通知)に基づき、算定するものとする。

### 第3 事業実施手続

#### 1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の食料産業局長が別に定める事業実施計画は、別記様式10により作成し、事業承認者に承認を申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

#### 2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 6により委託する事業の新設又は内容の変更

#### 3 成果目標

成果目標は、6次産業化地域プランナー等の支援を受けた農林漁業者等の経営全体の付加価値額の伸び率の平均値を5年間で1.5倍以上にすることとし、事業実施計画には対象者の人数を記載するものとする。

#### 4 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)の前に発生した経費(5の(1)のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。)
- (4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額)
- (5) 都道府県職員の人件費
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

#### 5 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむ

を得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、事業承認者の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した6次産業化都道府県サポート事業に関する交付決定前着手届（別記様式11）を事業承認者に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、補助金交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

#### 6 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の全部又は一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名  
(2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

### 第4 事業実施状況の報告及び指導

#### 1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業実施状況の報告書（別記様式12）を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに事業承認者に報告するものとする。報告に当たっては、事業実施計画（別記様式10別添）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。

#### 2 事業実施状況報告書の項目

1の事業実施状況の報告書は、次に掲げる項目について、定量的な根拠に基づいて具体的に作成するものとする。

- (1) 事業の実施状況に関する一般的な項目  
別記様式10に規定されている項目  
(2) 事業の効果及び改善方策に関する項目  
事業の効果、事業実施後の課題及び改善方策  
(3) その他必要な項目

#### 3 事業実施主体に対する指導

事業承認者は、1の規定により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況について、その内容を点検し、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、事業実施主体を指導するものとする。

この場合において、事業承認者は当該指導の内容を点検した年度の12月末までに食料産業局長に報告するものとする。



#### 4 事業実施主体に対する報告徴収

事業承認者は、事業実施主体に対し、1の規定によるもののほか、必要に応じ、事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。